

これまでの意見の集約

平成 19 年 4 月 11 日

1 今後の EPA 戦略と WTO 交渉への取組

(1) WTO 交渉への取組

WTO 交渉の早期妥結に向けて、我が国がその地位に相応しい貢献を行い、発言力を回復すべき。

(2) EPA の意義と EPA 締結加速の重要性

- ① EPA への積極的な取組を通じて世界全体の自由な貿易・投資の促進、発展に寄与するという理念を我が国の姿勢として明確に打ち出すべき。
- ② 世界各地で FTA/EPA のネットワークが急速に形成されるなか、我が国が取り残された場合、国際的に不利な立場に陥ることについて直視すべき。
- ③ 企業は、グローバルな観点から立地を絶えず見直している。そうしたなかでは、EPA の交渉期限を定めて予見可能性を高め、スピード感をもって EPA ネットワークを展開することが不可欠。
- ④ 我が国の EPA 戦略の構築にあたっては、①我が国に立地する産業の競争力強化を通じた成長力強化に加え、②消費者利益の最大実現（より安価で多様な選択肢の提供）、③食料・資源の安定供給確保も EPA の重要なメリットとして位置づけるべき。

(3) EPA の対象国

- ① 東アジアにおける EPA ネットワークを早期に完成すべき。このため、まず日 ASEAN の EPA 交渉に最優先で取り組むべき。
- ② 我が国は 2010 年に APEC を主催することが既に決定している。2010 年のボゴール目標（APEC 先進国は貿易・投資を自由化）を視野に入れつつ、ASEAN+3（日中韓）、ASEAN+6（日中韓、豪州、インド、NZ）、FTA-AP（APEC ワイドの FTA）等を目指す。
- ③ 日豪 EPA は、天然資源の少ない我が国が資源・食料の安定供給を確保する上で重要な意義を有する。交渉にあたっては、経済全体の相互利益を具体的に明らかにし、国民の理解を得るべき。
- ④ 米国との EPA は、両国間の貿易自由化に加え、投資、サービス等広範な分野をカバーすることにより、両国の貿易・投資を更に活発化させるとともに、日米間の緊密な関係を更に強化するものとなる。こうした観点から、日米 EPA についての共同研究を早急に開始すべき。

(4) EPA の質の向上

- ① 貿易自由化に関しては、貿易額ベースに加え、品目（タリフ・ライン）ベースで高い自由化率を目指すべき。
- ② これまで締結した EPA の効果を客観的に検証・評価し、既締結国との見直しを含め今後の EPA 交渉に反映させるべき。

2 国境措置のあり方

- ① 国境措置については、その経済合理性を吟味し、対象品目、関税率を十分検討すべき。
- ② 国境措置により消費者が負担している潜在的成本を具体的に示し、国民が認識できるようにすべき。EPA/WTO 交渉の早期合意が必要であることについて、国民的なコンセンサスを形成すべき。
- ③ 中期的に関税撤廃及び関税引下げを進めるべき。それでも残る関税については、その存在理由、存続期間を明確にした上で、徹底的な合理化・効率化（一般関税化）を図るべき。
- ④ 国境措置廃止あるいは削減による産業調整コストに対しては、時限的な措置を講じるべき。

3 農業の構造改革

(基本的な考え方)

- ① 農業従事者の減少と急速な高齢化が進展するなか、我が国農業は重要な転機を迎えている。農業の構造改革の加速は喫緊の課題であり、これは地域の振興、消費者の利益の観点からも重要である。また、これにより我が国農業のグローバル化への対応も強化される。
- ② 農地、農業生産、内外需要等に関する市場のシグナルを生産者が受け止めて、市場メカニズムを経営者として活用し、創意工夫できる条件を整備すべき。
- ③ 担い手への農地集積、自由な生産決定と支援集中を加速するとの理念を確立し、農業経営体育成・支援に関する諸施策を統合的に展開すべき。改革の目標期限を明示した、5年間の改革工程表を策定すべき。
- ④ オープンな国創りににおける食料安全保障の意味を再検討すべき。

(1)新たな理念に基づく農地制度の確立

(2)創意工夫により自由で多様な経営展開の促進

(3)産業としての農業の担い手を総合的に支援するシステムの創設 等